

介護医療院

本人との関係	苦情相談の内容	対応結果
<p>家族</p>	<p>妻は一昨年の8月から介護医療院に入所している。昨年9月に湿疹ができていますと報告があった。施設は、感染症予防対策を徹底していて、面会は、1、2週間に一度で、病室への入室は禁止されている。面会のたびに湿疹が酷くなり、痒みのために掻きむしって出血しており、施設では適切な処置が行われていないように見受けられた。先週、施設から突然、他市の関連病院の皮膚科を受診するように言われた。診察の結果は疥癬との診断であった。施設に戻り、薬剤師から内服薬の説明は受けたが、施設からは部屋の隔離のことや今後のケアのことなど何の説明もなかった。面会制限があつてどんな介護がされているのか分からないので、面会制限を緩和してほしいと要望すると、気に入らないのであればよその施設に移っていただいて結構ですと言われた。</p>	<p>施設に対する指導監督は府が行うことや本会の苦情処理について説明する。相談者は、今はまだ妻が入所しているため、外部に苦情を伝えたことが施設に知られると嫌がらせをうけるかもしれないので波風を立てたくないと言われる。施設に説明を求めても応じてもらえないのであれば、記録の開示を求めてみることを提案した。また、相談者は妻を別の施設に転所させたいと言われたため、地域包括支援センターに相談をするように伝えられた。</p>